

羽島市水道事業給水装置施工基準改正の要点

1. 第4条第1項第2号及び第4号の変更

これまで、3階建て以上の建物について、協議の上3階までを直結直圧式、4階以上8階程度までを直結増圧式とすることができるとしていたが、2階までを直結直圧式、3階以上8階程度までを協議の上直結増圧式とすることができるとする。またそれに伴い、これまで、4階建て以上の建物の1階から3階部分を直結直圧式、4階以上を受水槽方式の併用とすることができるとしていたが、3階建て以上の建物の1階から2階部分を直結直圧式、3階以上を受水槽方式の併用とすることができるとする。

2. 第22条第1項第2号の変更

これまで、いわゆるアパート給水の際は、本管から総括バルブまでを市の責任区分としそこに総括バルブも含めていたが、総括バルブは含めないものとする。